

代表理事・業務執行理事の職務権限細則

制 定 2017(平成 29)年 7 月 23 日
2017(平成 29)年度第 3 回理事会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）の定款第 27 条、および、理事の職務権限規程第 5 条、第 6 条に基づき、本会の代表理事と業務執行理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第 2 章 代表理事・業務執行理事の職務権限

(代表理事)

第 2 条 代表理事の職務権限を、別表のとおり定める。

(業務執行理事)

第 3 条 業務執行理事の職務権限を、別表のとおり定める。

第 3 章 雑則

(細則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第 5 条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この細則は、平成 29 年 7 月 23 日から施行する。

別表 代表理事・業務執行理事の職務権限(第2条及び第3条関係)

決裁事項		会長 (代表理事)	副会長 (業務執行理事)		
		石井恵理子	神吉宇一	小河原義朗	小林ミナ
総務・財務	事業計画・予算案作成	◎	○	○	○
	事業報告・決算案作成	◎	○	○	○
	総会・理事会・常任理事会	◎	○	○	○
	法人業務	◎	○	○	○
	人事・給与制度・事務局管理	◎	○	○	○
	外部への文書発信	◎	○	○	○
	財政計画・資金管理・資金運用	◎	○	○	○
	会計	○	◎	○	○
	契約締結	○	◎	○	○
	会員関係	○	◎	○	○
事業開発・管理	渉外関係	○	○	○	◎
	大会事業	○	○	◎	○
	支部活動事業	○	○	◎	○
	チャレンジ支援事業	○	○	○	◎
	学会誌事業	○	○	◎	○
	調査研究事業	○	○	◎	○
	表彰事業	◎	○	○	○
	社会啓発事業	◎	○	○	○
	連携協力事業	◎	○	○	○
	広報事業	○	○	○	◎